

国立大学法人鹿屋体育大学監事規則

改正

平成16年4月1日
規則第16号
令和4年2月2日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）その他の法令及び国立大学法人鹿屋体育大学通則（以下「通則」という。）に定めるもののほか、国立大学法人鹿屋体育大学監事（以下「監事」という。）の職務その他必要な事項について定めるものとする。

(監事)

第2条 通則第7条第1項に定める監事2人は、非常勤とする。

(業務)

第3条 監事は、法人の業務全般について監査を行う。

2 監事は、監査の結果を文書をもって学長に報告するものとする。

3 監事は、監査の結果に基づき、是正又は改善を要する事項があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出できる。

4 監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考・監察会議等に出席し、議長の求めに応じて意見を述べることができる。

5 監事の監査業務に関し必要な事項は、別に定める。

(学長等への報告義務)

第4条 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあつては、学長及び学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(解任の申出)

第5条 学長は、監事が法人法第17条に規定する解任事由に該当するに至ったときは、役員会の議を経て、文部科学大臣に申し出るものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、監事について必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令4.2.2規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。